

町内会・自治会対象 ごみ収納ボックス等購入費補助金

ごみ集積所でのごみの飛散防止や鳥獣によるごみの散乱防止を目的として、町内会・自治会等が購入したごみ収納ボックス等に対して補助金を交付します。

➤ 補助対象

- 一般家庭から排出されるごみを一時集積するごみ集積所に設置するもので、ごみの飛散防止及び鳥獣によるごみの散乱防止に使用するもの。
- ごみの周囲、上部を覆うために用いる箱型の形状のもので、簡単に組立てできるもの。
- 周辺の通行に支障がない大きさに折りたためるもので、高さが概ね90 cm以内のもの（いずれかの側面が解放できる構造のもの）。

➤ 補助内容

- 補助対象者：ごみ集積所を管理している町内会・自治会等。
- 補助対象：ごみ収納ボックスの設置に要する経費（消費税、町内会・自治会等がごみ収納ボックスを作成する場合は、作製に要する材料費も含む）。
- 補助額：補助対象経費の4分の3の金額（100円未満切捨）。上限25,000円。

➤ 申請方法

○ 必要書類

1 補助金交付申請書類

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 見積書の写し、又は購入金額がわかるもの
「販売金額」「販売店名」「商品名」が記載されているもの
- (3) ごみ収納ボックスの配置図
- (4) ごみ集積所の位置図
- (5) ごみ収納ボックスの設置に係る誓約書

2 実績報告書類

- (1) 実績報告書（日付なし）
- (2) ごみ収納ボックスの設置状況を明らかにした写真
- (3) 領収書の写し
領収書の印字のほか「申請者氏名（フルネーム）」「販売金額」「販売年月日」「販売店名」「商品名」が記載されているもの。
- (4) 請求書（日付なし）

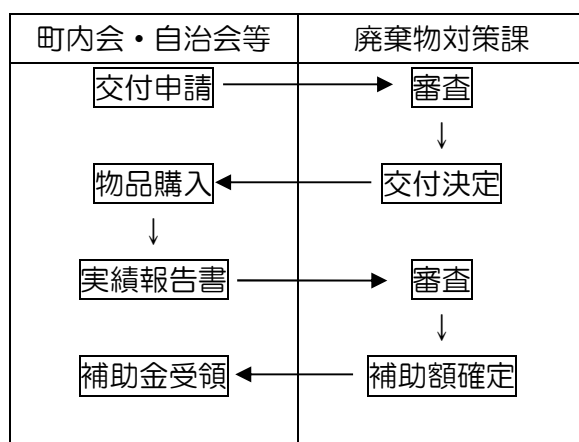
○ 申請書類、実績報告書類の提出方法

- 補助金交付申請書類、実績報告書類、請求書に必要事項を記入し、下記の申請の流れに沿って市役所廃棄物対策課（分館5階）へ提出してください。または、行政センターに持ち込みいただければ、廃棄物対策課に届きます。

※ごみ収納ボックス1基に対して、1つの申請書類が必要です。

※実績報告書と請求書の日付は記入しないでください。

➤ 申請の流れ



※交付決定後に決定通知書を送付いたします。

※物品購入後、実績報告書類の提出をお願いします。

➤ その他、申請にあたっての注意事項

- ごみ収納ボックスの設置は町内会・自治会等で行い、ごみ収納ボックスは道路上に固定しないでください。
- 設置場所が私有地の場合は、市に土地所有者の同意書を提出してください。
- 補助金の交付を受けた町内会・自治会等は、ごみ収納ボックスの破損等により使用不能と認められる場合を除いて、同一のごみ集積所についての補助金の交付を受けることができません。
- 予算の範囲内での補助なので、年度内であっても予算額に達し次第、受付を終了する場合があります。
- 設置したごみ収納ボックスは原則5年間継続使用してください。

（お問い合わせ）環境部廃棄物対策課家庭系廃棄物係 046-822-8469